

株式会社ザイエンス 人権・労働・安全衛生基本方針

株式会社ザイエンスは、人権尊重が企業にとって重要な社会的責任であると認識し、国連で採択された国際人権章典、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言（1998）」を尊重し、事業活動における人権・労働・安全衛生に関する取り組みを以下の通り推進します。

1. 基本的人権の尊重

国際的に認められた人権の原則に則り、健全な事業活動を通じて基本的人権を尊重します。

2. 差別の撤廃

個の多様性を尊重し、人種、信条、肌の色、宗教、国籍、言語、民族、性別、性的指向、性自認、婚姻状態、年齢、身体的特徴、疾病、障がいの有無、社会的身分、財産、出身地等による不当な差別を行いません。

3. ハラスメント行為の禁止

性別や地位等を背景に人権を侵害する言動、その他のハラスメント行為を禁止します。万が一問題が生じた場合には、厳正かつ速やかに対応します。

4. 労働に関する権利の尊重

結社の自由、団体交渉の権利を尊重し、従業員またはその代表者との誠実な対話を通じて健全な労使関係を構築します。

解雇を含む雇用に関する処遇については、透明性のある手順を定め、法令に基づいた労働者団体の代表者との交渉を適切に行います。

5. 児童労働および強制労働の禁止

すべての国・地域において児童労働および強制労働を禁止します。

ユニセフの「子どもの権利とビジネス原則」に基づき、子どもの権利を尊重します。また、最低就業年齢を遵守します。

6. 雇用における平等と働きやすい職場環境

採用、昇進、労働の割り当て、解雇に関して平等かつ透明性を確保し、すべての従業員が安全かつ健康でいきいきと働ける環境を整えます。賃金や労働時間については法令を遵守し、経営実態や業績も踏まえながら、生活賃金に足るよう従業員へ適切に還元します。

7. 労働安全衛生の確保

職場における健康と安全を確保し、その文書化・報告を行います。

8. 地域社会への貢献

地域社会との信頼関係を構築し、その文化や慣習に配慮した人事制度を整備し、地域雇用に貢献します。

【適用範囲】

本方針は、ザイエンスの役員および全従業員（正社員・再雇用職員・嘱託職員・契約職員、派遣職員を含む）に適用します。

【人権尊重の責任】

事業活動において人権への負の影響が生じた場合には、是正に向けて適切に対処します。

【教育】

役員・従業員に対して入社時や昇格・昇進時の研修、管理監督者教育を通じて人権尊重の意識啓発を継続的に行います。就業規則やハラスメント防止方針を明示し、ハラスメント行為の禁止を徹底します。

【人権デューディリジェンス】

自らの事業活動が社会に与える人権への負の影響を防止・軽減するため、調査・評価・是正を行う人権デューディリジェンスの仕組みを構築し継続的に実施します。

制定日：2025年10月1日

株式会社ザイエンス
代表取締役社長 田中順子